



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1385	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1386	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
1387	"	(").....	2
1388	生活保護法による指定介護機関の休止	(").....	2
1389	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	3
1390	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
1391	生活保護法による介護機関の指定	(").....	3
1392	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	4
1393	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	4
1394	土地改良区設立認可申請の適否決定等	(農業農村整備課).....	4
1395	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	5
1396	保安林予定森林	(").....	5
1397	保安林の指定	(").....	6
1398	"	(").....	6
1399	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	6
1400	公共測量の実施	(技術調査課).....	7
1401	和歌山県が発注する建設工事に係る条件付き一般競争入札に参加する県外に主たる営業所を有する建設業者に必要な資格等	(").....	7
1402	和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札に参加する測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格等	(").....	9
1403	河川区域の変更	(河川課).....	13
1404	廃川敷地の発生	(").....	13
1405	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	13
1406	道路の位置の指定	(都市政策課).....	14
1407	更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学)委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	14

○ 海区漁業調整委員会指示

3	イサキ資源保護のための水産動植物の採捕禁止	17
---	-----------------------	-------	----

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	18
	"	(").....	18
	"	(").....	19

告 示

和歌山県告示第1385号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岩葉新 10-26	山路薬局	岩出市森294	令和 4.10.31

和歌山県告示第1386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会	有田郡湯浅町栖原126	湯浅町社会福祉協議会	有田郡湯浅町湯浅1675-1	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	令和 4.8.18
社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会	有田郡湯浅町栖原126	湯浅町社会福祉協議会	有田郡湯浅町湯浅1675-1	通所介護・介護予防通所介護	令和 4.8.31

和歌山県告示第1387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
有限会社ライフケアしあわせ	御坊市御坊184番地6	明神の郷	御坊市明神川646	通所介護・介護予防通所介護	令和 4.9.20
株式会社ゆうみ	田辺市新屋敷町42-2	ゆうみ介護サービス	田辺市新屋敷町42-2	訪問介護・介護予防訪問介護	令和 4.9.22

和歌山県告示第1388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休 止年月日
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1番地9	日高博愛園デイサービスセンター	御坊市名田町野島1番地9	通所介護	令和4.12.1

和歌山県告示第1389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年月日
御歯新13-26	玉置歯科医院	御坊市名屋町三丁目2番地16	令和4.11.14

和歌山県告示第1390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩薬新24-04	山路薬局岩出店	岩出市森294	令和4.11.1
有市薬新29-04	エバグリーン薬局デリシャス有田店	有田市宮崎町123-1	令和4.12.1

和歌山県告示第1391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会	有田郡湯浅町栖原126	湯浅町社会福祉協議会	有田郡湯浅町栖原126	訪問介護・居宅介護支援事業	令和4.8.19

社会福祉法人湯浅町 社会福祉協議会	有田郡湯浅町栖原12 6	湯浅町社会福祉協議 会	有田郡湯浅町栖原12 6	通所介護	令和 4.9.1
----------------------	-----------------	----------------	-----------------	------	-------------

和歌山県告示第1392号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30713007 88	社会福祉法人萩原会	友愛苑ヘルパーステーション	和歌山県伊都郡九度山町 河根807番地の64	訪問介護	令和 4.10.31
30724006 94	有限会社プロデュース	デイサービスセンター ールド	和歌山県西牟婁郡白浜町 堅田2578-443	通所介護	令和 4.11.4

和歌山県告示第1393号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ローソン岩出岡田店・（仮称）ケースデンキ岩出店
和歌山県岩出市岡田字塚田228番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和4年和歌山県告示第907号

3 意見の概要

(1) 西側の市道岡田2号線が、市巡回バス及び紀の川コミュニティバスの走行ルート上になっておりますので、付近の安全及び当該バスの運行に支障を来すことがないように配慮してください。

(2) 工事の施工に際しては、土砂等による道路の汚損が生じないように、注意してください。

(3) 「岩出市開発事業に関する条例」に基づく協議内容を遵守してください。

(4) 付近が通学路であるため、工事の施工の際は交通等の安全に配慮してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年12月16日から令和5年1月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1394号

佐井土地改良区の設立認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次

のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に異議の申出をすることができる。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧期間

令和4年12月19日から令和5年1月20日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高川町農業振興課

和歌山県告示第1395号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字下皆803の5、810（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1396号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字西605
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字愛川字西605（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1397号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市新庄町字稲妻948の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1398号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町小川字長753の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1399号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称

紀州日高漁業協同組合の地区

日高郡みなべ町塚に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業

塚一本釣

和歌山県告示第1400号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年11月18日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市井ノ口及び森小手穂

和歌山県告示第1401号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの期間、和歌山県が発注する建設工事に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する県外に主たる営業所（本社及び本店をいう。以下同じ。）を有する建設業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定める。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 建設工事に係る工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからチまでのいずれにも該当しない者であることとする。

ア 和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種について、法第3条第1項の規定に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を受けていない者

イ 申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ウ 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

エ 自治法令第167条の4第2項各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

オ 県税（県内に営業所を有する者に限る。）又は消費税若しくは地方消費税又はこれらの税に係る延滞金等に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

カ 申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）に和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者との関わりが認められる者

キ 申請時点で有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知における申請業種の平均完成工事高が250万円以下の者

- ク 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入である者（法令の規定により適用除外とされる者を除く。）
- ケ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- コ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの
- サ 入札参加資格審査申請書又はこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- シ 主たる営業所又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合でその営業所が別途定める基準を満たさないときにおける県の指導に従わない者
- ス 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴をされ、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終了し、又はその執行を受けることがなくなった日から、審査基準日（2）に定める審査基準日をいう。以下同じ。）において5年を経過した者を除く。）
- セ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- ソ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- タ セ又はソのいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者
- チ カ又はサに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

(2) 審査基準日

審査基準日は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日とする。

- ア 定期の申請をする者 令和5年1月1日
- イ 追加の申請をする者 令和6年1月1日

(3) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

- ア 客観的事項
経営事項審査
- イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請及び提出の方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期

提出時期は次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

- ア 定期の申請をする者 令和5年1月12日から令和5年1月31日まで
- イ 追加の申請をする者 令和6年1月19日から令和6年2月1日まで

(2) 申請書類

- ア 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）
- イ 地方基準点数一覧表
- ウ 和歌山県内営業所情報一覧表
- エ 契約営業所情報一覧表
- オ 資本・人的関係のある関連業者届出調書
- カ 受付票

- キ 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し
- ク 総合評定値通知書の写し
- ケ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税並びに延滞金等に未納がないことを証明する書面で、証明日は審査基準日の3か月前の日以降のもの）の写し
- コ IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- サ IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- シ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別紙2（1）、（2）又は変更届出書の写し
- ス 和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する者は、その営業所の外観及び営業所内部の写真
- セ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全て並びに延滞金等に未納がないことを証する書面で、証明日が審査基準日の3か月前の日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所を有する者を対象とする。）の写し
- ソ 和歌山県内に工場を有する者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内等パンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- （ア）健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書）
- （イ）健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）
- （ウ）住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- タ 委任状（代理人を置く場合）
- (3) 申請書類の作成に用いる言語等
- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
- イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- (4) 申請及び提出の方法
- 申請は、和歌山県電子申請サービス（<https://shinsei.pref.wakayama.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>）又は書面により行うものとする。
- なお、書面の提出は、和歌山県県土整備部技術調査課建設業班あてに書留郵便で郵送することとし、持参による提出は認めない。
- (5) 申請書類の提出部数
- 提出部数は、1部とする。
- (6) 特例事項
- 和歌山県における建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）の2に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。
- 4 資格の有効期間等
- 資格の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。
- なお、更新の手続については、後日公示する。
- (1) 定期の申請をする者 令和5年6月1日から令和7年5月31日まで
- (2) 追加の申請をする者 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

和歌山県告示第1402号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づ

き、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの期間、和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法を次のように定める。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 建設工事に係る委託業務の業種区分

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからソまでのいずれにも該当しない者であることとする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者（1に規定する建設工事に係る委託業務の全部又は一部を営む者をいう。以下同じ。）のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者（以下「県外業者」という。）の資格は、この（1）本文に規定する資格を有し、かつ、次のタからテまでのうち希望する業務に係る資格に該当する者であることとし、その資格審査の申請をすることができる業務は、当該業務に限るものとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税（県内に営業所を有する者に限る。）又は消費税若しくは地方消費税又はこれらの税に係る延滞金等に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 申請者、申請者の役員等、契約営業所代表者又は法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

オ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

カ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

キ 入札参加資格審査申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

ク 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴をされ、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終了し、又はその執行を受けることがなくなった日から、審査基準日（2）に定める審査基準日をいう。以下同じ。）において5年を経過した者を除く。）

ケ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

コ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

サ ケ又はコのいずれかに該当した後、審査基準日において1年を経過しない者

シ エ又はキに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消の日から5年を経過しない者

- ス 主たる営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わない者
- セ 測量業務の入札参加を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていない者
- ソ 建築工事の設計、監理業務の入札への参加を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていない者
- タ 土木関係建設コンサルタント業務の入札への参加を希望する者で、属する技術士を5名以上有する者
- チ 建築関係建設コンサルタント業務の入札への参加を希望する者で、属する一級建築士を20名以上有する者
- ツ 補償関係コンサルタント業務の入札への参加を希望する者で、属する補償業務管理者及び補償業務管理士を合わせて5名以上有する者。この場合において、補償業務管理者である者で補償業務管理士を兼ねるものの人数については、1名として取り扱う。
- テ 測量業務（航空測量）の入札への参加を希望する者で、測量法第55条の2第5号の主として請け負う測量の種類が航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）であって、属する測量士を10名以上有する者

(2) 審査基準日

審査基準日は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める日とする。

- ア 定期の申請をする者 令和5年1月1日
- イ 第1回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和5年6月1日
- ウ 第2回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和5年9月1日
- エ 第3回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和5年12月1日
- オ 第4回追加の申請をする者 令和6年3月1日
- カ 第5回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和6年6月1日
- キ 第6回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和6年9月1日

(3) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

- ア 審査基準日の直前に終了した事業年度における希望する業務区分ごとの実績高
- イ 審査基準日の直前に終了した事業年度の終了日における自己資本額
- ウ 審査基準日における業務の実施に必要な有資格者数
- エ 審査基準日における営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請及び申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期

提出時期は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める期間とする。

- ア 定期の申請をする者 令和5年1月12日から同月31日まで
- イ 第1回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和5年6月9日から同月22日まで
- ウ 第2回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和5年9月8日から同月21日まで
- エ 第3回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和5年12月8日から同月21日まで
- オ 第4回追加の申請をする者 令和6年3月8日から同月21日まで
- カ 第5回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和6年6月7日から同月20日まで
- キ 第6回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和6年9月13日から同月26日まで

(2) 申請書類

- ア 入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）

- イ 契約営業所情報一覧表
- ウ 入札希望等一覧表
- エ 技術資格者一覧表（県外業者に限る。）
- オ 代表者・役員等調書
- カ 資本・人的関係のある関連業者届出調書
- キ 受付票（書面による申請者に限る。）
- ク 書類提出票（電子申請サービスによる申請者に限る。）
- ケ 所属技術者数調べ
- コ 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税並びに延滞金等に未納がないことを証する書面で、証明日が審査基準日の3か月前の日以降のもの）の写し
- サ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全て並びに延滞金等に未納がないことを証する書面で、証明日が審査基準日の3か月前の日以降のもの）の写し
- シ 直近1年の事業年度における財務諸表
- ス 商業登記全部事項証明書の写し（申請者が法人の場合に限る。）
- セ 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
- ソ 現況報告書の副本の写し（国土交通省に建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定に基づく登録を行っている場合に限る。）
- タ 県外業者は、エに記載する職員について、次の（ア）又は（イ）のいずれかの書面の写し
 - （ア）健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書）
 - （イ）厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- チ 県外業者は、エに記載する者が当該資格を有することを証明する書面の写し
- ツ 主たる営業所の外観の写真（看板の確認ができるもの）及び内部（机、椅子及び帳簿等）の写真
- テ 測量業者登録申請書及び別表の写し（航空測量（測量業務）を希望する県外業者に限る。）
- ト 契約に係る委任状（契約等を契約営業所代表者等に委任する場合）
- ナ 入札参加資格申請に係る委任状（代理人を置く場合）

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
- イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請及び提出の方法

申請は、和歌山県電子申請サービス（<https://shinsei.pref.wakayama.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>）又は書面により行うものとする。

なお、書面の提出は、和歌山県県土整備部技術調査課建設業班あてに書留郵便で郵送することとし、持参による提出は認めない。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、1部とする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、次の（1）から（7）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（1）から（7）までに定める期間とする。

- (1) 定期の申請をする者 令和5年6月1日から令和7年5月31日まで
- (2) 第1回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和5年9月1日から令和7年5月31日まで

- (3) 第2回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和5年12月1日から令和7年5月31日まで
- (4) 第3回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和6年3月1日から令和7年5月31日まで
- (5) 第4回追加の申請をする者 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで
- (6) 第5回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和6年9月1日から令和7年5月31日まで
- (7) 第6回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和6年12月1日から令和7年5月31日まで

和歌山県告示第1403号

昭和50年和歌山県告示第158号（河川の区域の指定）、昭和54年和歌山県告示第898号（河川法第6条第1項第3号の区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第138号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第239号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第240号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第308号（河川区域の変更）、平成14年和歌山県告示第592号（河川区域の変更）、平成27年和歌山県告示第412号（河川区域の変更）、平成28年和歌山県告示第399号（河川区域の変更）及び令和4年和歌山県告示第558号（河川区域の変更）で指定した紀の川水系に係る一級河川和歌川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による区域を次のように変更する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の図面（第9号図）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の規定による区域以外の区域

次の図面は省略し、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1404号

河川区域の変更により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 一級河川和歌川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 令和4年12月16日
- 3 廃川敷地の位置 和歌山市南材木丁一丁目9番地先及び10番地先並びに同市南材木丁二丁目19番地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地137.58㎡

和歌山県告示第1405号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生馬口2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	西牟婁郡	上富田町	生馬	栗ヶ谷	3755番2	

2号	〃	〃	〃	〃	3753番1	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	〃	3778番1	
6号	〃	〃	〃	小西	1895番	
7号	〃	〃	〃	〃	〃	
8号	〃	〃	〃	〃	〃	
9号	〃	〃	〃	〃	1891番	
10号	〃	〃	〃	〃	〃	
11号	〃	〃	〃	生馬口	1705番地先	水路敷
12号	〃	〃	〃	〃	1702番	
13号	〃	〃	〃	〃	1709番2	

和歌山県告示第1406号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和4年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3612	岩出市西野字保田125番1の一部	和歌山市狐島508番地 三幸建設株式会社 代表取締役 島本義久	令和 4. 11. 30	6. 00	30. 83

和歌山県告示第1407号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務

(2) 調達役務の内容等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であり、かつ、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める者で、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの

間において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者のうちその更生手続に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者のうちその再生手続に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定を受けている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) 公安委員会へ提出する資格審査申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（その1）

イ 事業経歴書（定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書類をいう。）を含む。）

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

カ 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書

キ 講習別に講習を行う者の氏名、生年月日及び有する資格の一覧表

(2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類

(1) の資格審査申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（その2）

イ 誓約書

ウ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

エ 公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

- (3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからウまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和4年12月16日（金）から令和5年1月5日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5の(1)のアに掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年12月16日（金）から令和5年1月

6日（金）までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として令和5年1月10日（火）までに回答するものとする。

4 資格審査申請書類の配布場所

5の（1）のアに同じ。

5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

（1）公安委員会への資格審査申請

ア 提出場所

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の（1）に掲げる申請書類を、令和4年12月16日（金）から令和5年1月12日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、（1）のアに掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和5年1月12日（木）午後5時までに（1）のアに掲げる場所に必着させなければならない。

（2）和歌山県への資格審査申請

ア 提出場所

（1）のアに同じ。

イ 提出期間

3の（2）に掲げる申請書類を、（1）の資格審査申請の結果、公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から令和5年1月31日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、（1）のアに掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和5年1月31日（火）午後5時までに（1）のアに掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査の結果通知

（1）5の（1）の結果通知

郵便により令和5年1月27日（金）までに通知する。

（2）5の（2）の結果通知

郵便により令和5年2月6日（月）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 公安委員会への理由の説明の求め

令和5年2月7日（火）午後5時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

令和5年2月16日（木）午後5時まで

（2）（1）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

（3）（1）のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

ア （1）のアに対する回答

令和5年2月10日（金）までに回答するものとする。

イ (1) のイに対する回答

令和5年2月21日（火）までに回答するものとする。

(4) (1) の書面の提出先は、5の(1) のアに掲げる場所とする。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、次のとおり指示する。

令和4年12月16日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

1 指示の内容

2の期間内は、(1) に掲げる区域内にあってはイサキを、(2) に掲げる区域内にあっては全ての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度（北緯）	経度（東経）
御坊市名田沖	ア	33度50.122分	135度09.918分
	イ	33度50.123分	135度10.064分
	ウ	33度49.980分	135度10.066分
	エ	33度49.979分	135度09.919分
印南町印南沖	ア	33度48.332分	135度12.931分
	イ	33度48.272分	135度13.086分
	ウ	33度48.161分	135度13.025分
	エ	33度48.221分	135度12.870分
印南町島田沖	ア	33度46.725分	135度15.025分
	イ	33度46.602分	135度15.026分
	ウ	33度46.602分	135度14.879分
	エ	33度46.724分	135度14.878分

(数値はいずれも世界測地系)

(2) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度（北緯）	経度（東経）
御坊市名田沖	ア	33度50.079分	135度09.970分
	イ	33度50.080分	135度10.013分
	ウ	33度50.023分	135度10.014分
	エ	33度50.023分	135度09.971分
印南町印南沖	ア	33度48.275分	135度12.957分
	イ	33度48.251分	135度13.017分
	ウ	33度48.219分	135度12.999分

	エ	33度48.243分	135度12.938分
印南町島田沖	ア	33度46.681分	135度14.973分
	イ	33度46.645分	135度14.974分
	ウ	33度46.645分	135度14.931分
	エ	33度46.681分	135度14.930分
田辺市目良沖	ア	33度43.691分	135度20.640分
	イ	33度43.635分	135度20.754分
	ウ	33度43.712分	135度20.808分
	エ	33度43.768分	135度20.695分
白浜町瀬戸沖	ア	33度41.036分	135度19.842分
	イ	33度40.938分	135度19.928分
	ウ	33度41.023分	135度20.066分
	エ	33度41.121分	135度19.980分

(数値はいずれも世界測地系)

2 指示の有効期間

令和5年1月1日から令和6年12月31日まで

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画臨港地区（文里港臨港地区）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画道路（3・5・7号外環状線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画公園（3・3・5号神楽公園）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課